

令和2年度 第1回福岡地方最低賃金審議会

資料目次

資料番号No.1	福岡地方最低賃金審議会第51期委員名簿	1
資料番号No.2	福岡地方最低賃金審議会運営規程	2
資料番号No.3	令和2年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案） 【福岡県最低賃金改定決定審議】	4
資料番号No.4	最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況	6
資料番号No.5	第56回中央最低賃金審議会における審議等の状況	8

別 冊 福岡地方最低賃金審議会資料（I・II）

I 最低賃金関連等

II 経済・雇用情勢等

福岡地方最低賃金審議会
第51期委員名簿

資料番号
NO. 1

(平成31年4月1日任命)
(令和元年5月16日任命)※1
(令和2年1月9日任命)※2

区分	氏名	現職
公益代表委員	◎有田謙司	西南学院大学法学部 教授
	高田亜朱華	弁護士
	富山敦	弁護士
	瀬崎録	西南学院大学法科大学院 教授
	○丸谷浩介	九州大学大学院法学研究院 教授
労働者代表委員	河村敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	小陳武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長
	後藤みゆき	NTT労働組合 九州総支部 執行委員
	野中篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長
	浜田紀子	UAゼンセン 福岡県支部 次長
使用者代表委員	有馬紀顕	福岡県経営者協会 専務理事
	今村修二	福岡県商工会連合会 専務理事
	土藤洋子	イオン九州株式会社 人事教育部長
	境正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	吉岡秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注)◎は会長、○は会長代理である

福岡地方最低賃金審議会運営規程

第1条 福岡地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができます。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成13年7月31日から施行する。

令和2年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）

【福岡県最低賃金改定決定審議】

福岡地方最低賃金審議会

1 目的

福岡県最低賃金の改正決定の審議に資するため、文書による意見聴取のほか、審議会の要請に基づき、県内各地域の経済動向、経営上の問題点、初任給・ベースアップの状況等賃金その他の雇用・労働事情及び最低賃金改正に関する意見等を、県内の各地域の労・使の代表から直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時 令和2年7月16日（木）13：30～15：30
(関係労働者からの発表を13：30～14：30、関係使用者からの発表を14：30～15：30の間で行う)
場所 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室

3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会

4 意見発表者

- (1) 意見発表者は福岡地方最低賃金審議会から要請された者
 - ア 北九州地区、筑後地区、筑豊地区の3地区から、労・使各側1名ずつとする。（計6名）
 - イ 非正規雇用労働者を代表する意見を述べることができる者を1名追加する。
 - ウ 最低賃金の影響を強く受ける産業の事業主を代表する意見を述べることができるものとし、これを1名追加する。
 - エ アは労働団体、使用者団体から推薦された者、イは労働者団体から推薦された者、ウは使用者団体から推薦された者とする。
 - オ その他審議会が必要と認める者

5 推薦手続き

推薦は7月9日（木）までとし、その後、各発表者には会長名で「最低賃金に関する意見聴取事項」を添えて依頼する。

6 意見発表・聴取要領

- ア 意見発表・聴取時間は、「13時30分から15時30分」とする。
- イ 意見聴取の骨子は、「最低賃金に関する意見聴取事項」にあらかじめ記載し、事前に意見発表者に通知する。意見発表者は、発表に当たってまとめた事項（A4紙1枚程度）及び提出する資料があれば、7月14日（火）までに事務局に提出するものとする。
- 〔 やむを得ず当日持参する場合には、委員用15部、発表者用4部、事務局用10部、予備1部の計30部を用意する。添付資料も同様とする。 〕
- ウ 発表者は、「意見聴取事項」に基づき1人10分程度で発表する。
労働者側、又は使用者側の全員の発表が終了後、委員から発表者に対して質問等を行う。
- エ 発表（聴取）は、労働者側、使用者側の順とする。
- オ 意見発表・聴取の標準的な進め方
- (ア) 開会
- (イ) 労働者側発表者4名入室
- (ウ) 公益委員あいさつ、出席委員紹介
- (エ) 意見発表（聴取）（労働者側）
(各自10分程度意見発表、終了後全員まとめて20分程度質疑)
- (オ) 労働者側発表者退室、使用者側発表者4名入室
- (ウ) 公益委員あいさつ、出席委員紹介
- (エ) 意見発表（聴取）（使用者側）
(各自10分程度意見発表、終了後全員まとめて20分程度質疑)
- (カ) 使用者側発表者退室
- (ケ) 閉会

以上

最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況

1 働き方改革推進支援センターによる相談支援事業

賃金引上げのための業務改善に関する相談支援を行うとともに、生活衛生関係営業等の収益力向上・生産性向上に向けた支援事業等を紹介するため、関係機関が開催するセミナーや出張相談会等に講師を派遣する事業

(1) 相談件数の推移

相談件数（件）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
最低賃金総合支援センター	651	625	—	—
働き方改革推進支援センター	—	—	616	1159

(注) 平成 29 年度までは、福岡最低賃金総合支援センター(福岡市博多区博多駅東 2-5-28、北九州市八幡東区平野 1-6-1、久留米市花畠 2-17-2) の相談件数
平成 30 年度は、出張相談を含む

(2) 福岡県働き方改革推進支援センター

福岡市中央区天神 1-10-13 天神 MM T ビル 7 階

2 業務改善助成金事業

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度。

○ 助成金申請、交付決定件数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
申請件数（件）	34	73	29	29
交付決定件数（件）	29	57	24	20
交付決定金額（千円）	34,817	65,353	14,910	12,630

(注) 平成 27 年度に、支給要件が改正され、社会通念上当然に必要となる経費が、助成対象経費（特殊用途自動車を除く自動車、パソコン等の事務機器、美容業における美容機器等）に含まれなくなった。

3 キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、待遇改善の取組を実施した事業場に対して助成する制度。

○ 賃金規定等を 2 %以上増額改定させた場合

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
賃金規定等計画受理件数（件）	249	317	351	371

「賃金規定等改定」が拡充された平成 28 年 8 月 24 日以降、件数が増加した。

4 中小企業支援事業の周知・広報実施状況

(1) 平成 29 年度

- ① 平成 29 年 7 月、事業主団体等に対して周知啓発及び協力依頼を実施（7 月 3 日）。
 - ア 経営者協会、商工会連合会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会、社会保険労務士会、中小企業診断士協会を訪問し、周知協力依頼を実施。
 - イ 県・市町村 61 地方公共団体への広報誌、ホームページの掲載依頼。
 - ウ 商工会議所、商工会、法人会 91 団体への広報誌、ホームページの掲載依頼。
 - エ 生活衛生等業界団体 14 団体への周知協力依頼。
- ② 平成 29 年 11 月、福岡県特定最低賃金の改定の周知と併せて、周知広報を実施。
 - ア 福岡労働局ホームページに登載（11 月 9 日）。
 - イ 県、市町村、商工会議所、商工会、業界団体等の広報誌、機関誌への掲載等広報依頼（11 月 13 日～11 月 21 日）。
 - ウ 工業団地等への広報依頼（11 月 17 日）。
- ③ 平成 29 年 12 月、「業務改善助成金」の拡充（30 円・40 円コースの対象事業者を全国拡大）について、県、市町村、商工会議所、商工会、業界団体等に対して周知を依頼。

(2) 平成 30 年度

- ① 平成 30 年 5 月、福岡県版「業務改善助成金事例集」を作成。
- ② 平成 30 年 6 月、経営者協会、商工会連合会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会、その他経営者団体等に対して拡充された業務改善助成金、キャリアアップ助成金のリーフレット、福岡県版「業務改善助成金事例集」を持参して周知を依頼。
- ③ 平成 30 年 6 月、当該事例集を福岡労働局ホームページに登載。
- ④ 平成 30 年 7 月、事業主団体等に対して周知啓発及び協力依頼を実施（7 月 10 日）。
 - ア 経営者協会、社会保険労務士会を訪問し、周知協力依頼を実施。
 - イ 県・市町村 61 地方公共団体への広報誌、ホームページの掲載依頼。
 - ウ 商工会議所、商工会、法人会 93 団体への広報誌、ホームページの掲載依頼。
 - エ 生活衛生等業界団体 14 団体への周知協力依頼。
- ⑤ 平成 30 年 11 月、福岡県特定最低賃金の改定の周知と併せて、周知広報を実施。
 - ア 福岡労働局ホームページに搭載。
 - イ 県、市町村、商工会議所、商工会、業界団体等の広報誌、機関誌への掲載等広報依頼（11 月 12 日）。
 - ウ 工業団地等への広報依頼（11 月 16 日）。
- ⑥ 平成 31 年 1 月、福岡県と福岡県最低賃金等に関する連携会議を開催。
- ⑦ 平成 31 年 2 月～3 月、福岡国税局主催の消費税軽減税率制度説明会にて、最低賃金制度、業務改善助成金制度の周知広報を実施。

(3) 令和元年度

- ① 令和元年 7 月、事業主団体等に対して周知啓発及び協力依頼を実施（7 月 2 日）。
 - ア 県・市町村 61 地方公共団体への広報誌、ホームページの掲載依頼。
 - イ 商工会議所、商工会、法人会 93 団体への広報誌、ホームページの掲載依頼。
 - ウ 生活衛生等業界団体等 61 団体への周知協力依頼。

全世代型社会保障検討会議 第2次中間報告（案）【抄】

令和2年6月25日 全世代型社会保障検討会議

<目次>

第1章 はじめに

1. これまでの検討経緯
2. 全世代型社会保障改革の進捗状況

第2章 昨年末以降の検討結果

1. フリーランス
2. 介護
3. 最低賃金
4. 医療
5. 少子化対策
6. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題

第1章 はじめに

1. これまでの検討経緯

全世代型社会保障検討会議は昨年12月に中間報告を公表し、昨年末の時点における検討成果について中間的な整理を行った。中間整理を行った項目は以下のとおり。

○年金

- (1) 受給開始時期の選択肢の拡大
- (2) 厚生年金（被用者保険）の適用範囲の拡大
- (3) 在職老齢年金制度の見直し等
- (4) ねんきん定期便等の見直し
- (5) 私的年金の見直し

○労働

- (1) 70歳までの就業機会確保
- (2) 中途採用・経験者採用の促進
- (3) 兼業・副業の拡大
- (4) フリーランスなど、雇用によらない働き方の保護の在り方

○医療

- (1) 医療提供体制の改革

(2) 大きなリスクをしっかりと支えられる公的保険制度の在り方

○予防・介護

- (1) 保険者努力支援制度の抜本強化
- (2) 介護インセンティブ交付金の抜本強化
- (3) エビデンスに基づく政策の促進
- (4) 持続可能性の高い介護提供体制の構築

本年は2月19日に第6回会議を開催後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、審議を一時中断した。当初の予定では、本検討会議は本年夏に最終報告を取りまとめる予定であったが、こうした状況を踏まえ、最終報告を本年末に延期することとした。これに伴い、第2回目の中間報告を行うこととした。

本年末の最終報告に向けて、与党の意見も踏まえ、検討を深めていく。

2. 全世代型社会保障改革の進捗状況

昨年12月の中間報告に基づき、第201回国会では以下の改革が実現した。

(労働)

70歳までの就業機会の確保のための措置（定年廃止、70歳までの定年延長、70歳までの継続雇用制度、労使で同意した上で雇用以外の措置（70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度、70歳まで社会貢献活動に継続的に従事できる制度）の導入のいずれか）を講じることを企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法の一部改正が成立した。

また、大企業（301人以上規模）に対し、正規雇用労働者の中途採用・経験者採用比率の公表を義務づける労働施策総合推進法の一部改正が成立した。

(年金)

以下の措置を含む厚生年金保険法等の一部改正が成立した。

- ① 週労働時間20～30時間の短時間労働者について、厚生年金（被用者保険）の適用対象とすべき事業所の範囲を現行の500人超から2022年10月に100人超、2024年10月に50人超まで段階的に拡大する。
- ② 自分で選択可能となっている年金受給開始時期について、その上限を現行の70歳から75歳に引き上げる。
- ③ 60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金（低在老）について、現行の28万円から65歳以上の在職老齢年金（高在老）と同じ47万円の基準に合わせる。
- ④ 私的年金（確定拠出年金）の加入可能年齢を引き上げる（企業型：65歳未満→70歳未満、個人型（iDeCo）：60歳未満→65歳未満）。

(予防)

成立した令和2年度当初予算において、以下が盛り込まれた。

- ① 疾病予防の取組を強化するため、国民健康保険における保険者努力支援制度（保険者（都道府県と市町村）の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、保険者に交付金を交付する仕組み）を1.5倍に増額し、交付金の配分基準のメリハリを強

- 化することで、自治体による予防・健康づくりを促進する。
- ② 介護予防の取組を強化するため、介護保険における介護インセンティブ交付金（保険者（市町村）や都道府県の介護予防等への取組状況について評価を加え、保険者（市町村）や都道府県に交付金を交付する仕組み）を2倍に増額し、交付金の配分基準のメリハリを強化することで、自治体による介護予防を促進する。
- ③ エビデンスに基づく予防・健康づくりを促進するため、予防・健康づくりの健康増進効果等を確認・蓄積するための実証事業を行う。

第2章 昨年の中間報告以降の検討結果

昨年12月の中間報告以降、本検討会議において検討したテーマについての検討結果は以下のとおり。

1. フリーランス

(以下、中略)

3. 最低賃金

賃上げは、成長と分配の好循環を実現するための鍵となるものであり、積極的に取り組んできた。

その中で、最低賃金は、2003年度から2012年度までの10年間で、全国加重平均で86円の引上げにとどまっていたが、2013年度から2019年度までの7年間で152円引上げた。また、昨年度は27円の引上げとなり、現行方式で過去最高の上げ幅となっている。

さらに、昨年、「この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」との方針を閣議決定した。

経済の好循環を回していく上で賃上げは重要であり、中小企業の取引関係を適正化しつつ、この方針を堅持することとする。

他方で、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である。

このため、今年度の最低賃金については、最低賃金審議会において、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。

(以下、略)

以上

基礎資料

令和2年6月

内閣官房全世代型社会保障検討室

最低賃金の決定方法

- 最低賃金については、昨年6月の骨太方針において、「この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」とされている。
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済情勢や雇用環境が悪化し、雇用を守ることが最優先課題となる中で、最低賃金をどうするかが論点。
- なお、最低賃金については、労働者、使用者、公益を代表する委員から構成される中央最低賃金審議会において目安を示すこととしている。

1. 最低賃金審議会の構成

- 最低賃金については、**最低賃金法（昭和34年法律第137号）**に基づき、厚生労働省に中央最低賃金審議会、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている（最低賃金法第20条）。
- 最低賃金審議会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員が同数ずつ参加して構成される（最低賃金法第22条）。

2. 最低賃金の決定方法

- 地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の意見を聴いて、毎年8月頃に都道府県労働局長が決定・改定し、公示から30日後（毎年10月1日以降）に効力が生じる（最低賃金法第10条・第12条・第14条）。
- 中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、厚生労働大臣の諮問を受けて、毎年7月頃に、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。
- ただし、目安は、地方最低賃金審議会の参考として示すものであって、これを拘束するものでないことにとされている。

最低賃金額の推移

○ 過去の危機時には、中央最低賃金審議会は「目安額を示さず」又は「0円」との目安を示したことがある。

最低賃金額の推移（全国加重平均）

IT不況
(2000年12月-2002年1月)

改定年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度		2009 年度		2010 年度		2011 年度	
							東日本大震災 (2011年3月)	リーマンショック (2008年9月)	リーマンショック (2008年9月)	東日本大震災 (2011年3月)	リーマンショック (2008年9月)	東日本大震災 (2011年3月)	リーマンショック (2008年9月)	東日本大震災 (2011年3月)
最低賃金額 (円)	663円	664円	665円	668円	673円	687円	703円	713円	730円	737円	730円	730円	730円	737円
引上げ額の目安 (円)	示さず ※1	0円	示さず ※1	3円	3円	14円	12円 (15)※2	12円 (15)※2	10円 (15)※2	10円 (15)※2	10円 (15)※2	10円 (15)※2	10円 (15)※2	2円 (6)※2
対前年度 引上げ額（円）	0円	1円	1円	3円	5円	14円	16円	16円	10円	17円	17円	17円	17円	7円

-13-

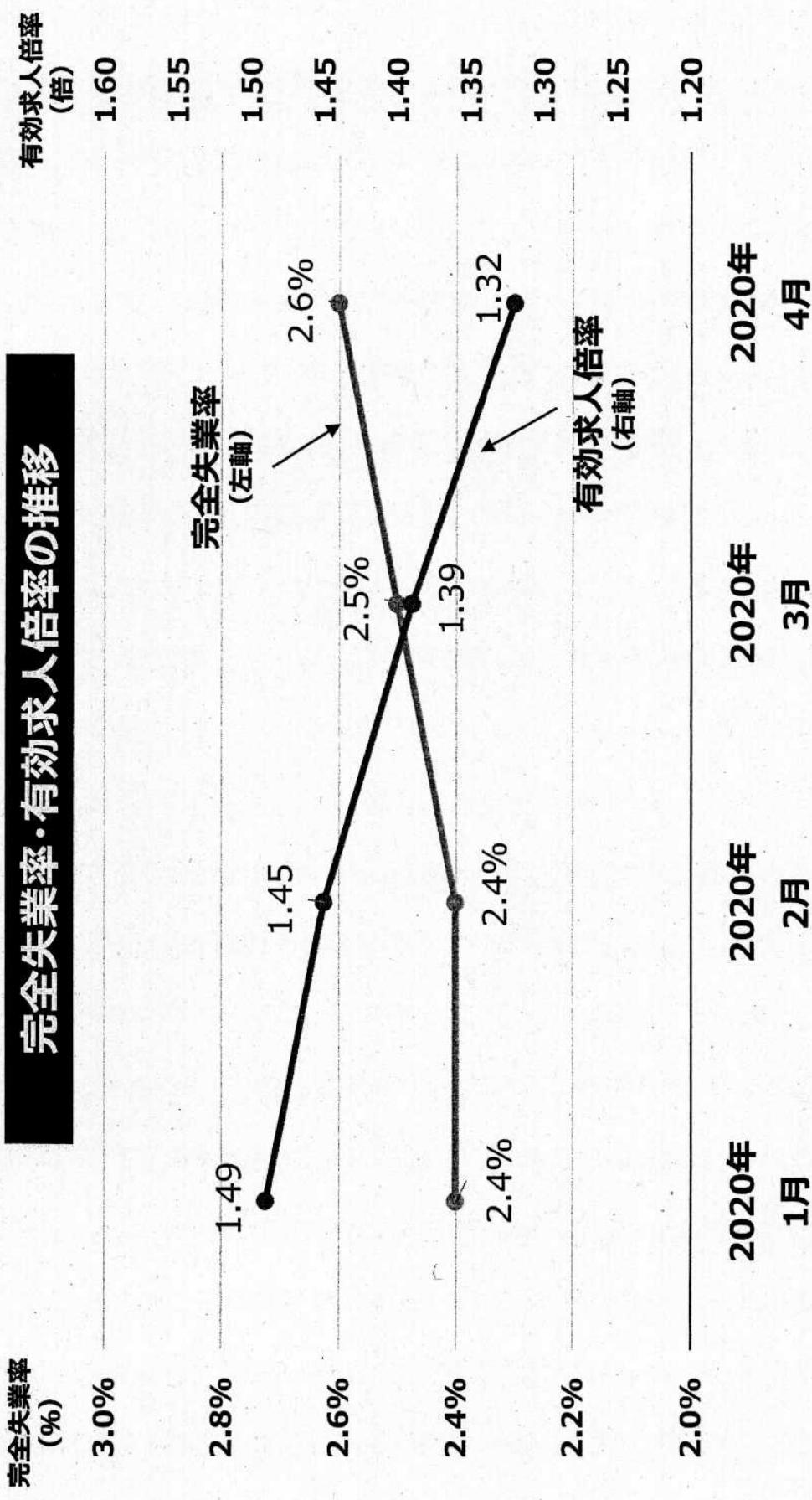
改定年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度		2019 年度		
							東日本大震災 (2011年3月)	リーマンショック (2008年9月)	東日本大震災 (2011年3月)	リーマンショック (2008年9月)	東日本大震災 (2011年3月)
最低賃金額 (円)	749円	764円	780円	798円	823円	848円	848円	848円	874円	901円	901円
引上げ額の目安 (円)	4円 ※2	14円 (14)※2	16円 (16)※2	18円	24円	25円	25円	25円	26円	27円	27円
対前年度 引上げ額（円）	12円	15円	16円	18円	25円	25円	25円	25円	26円	27円	27円

(※1) 現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない
(※2) 2008年度から2014年度の括弧内の金額は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を含めたもの。（2007年法改正で、最低賃金額の考慮要素として追記）

(注) 47都道府県における地域別最低賃金を、労働者数によって加重平均した数値。
(出所) 厚生労働省資料を基に作成。

完全失業率と有効求人倍率

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、4月にかけて完全失業率が上昇し、有効求人倍率が低下。

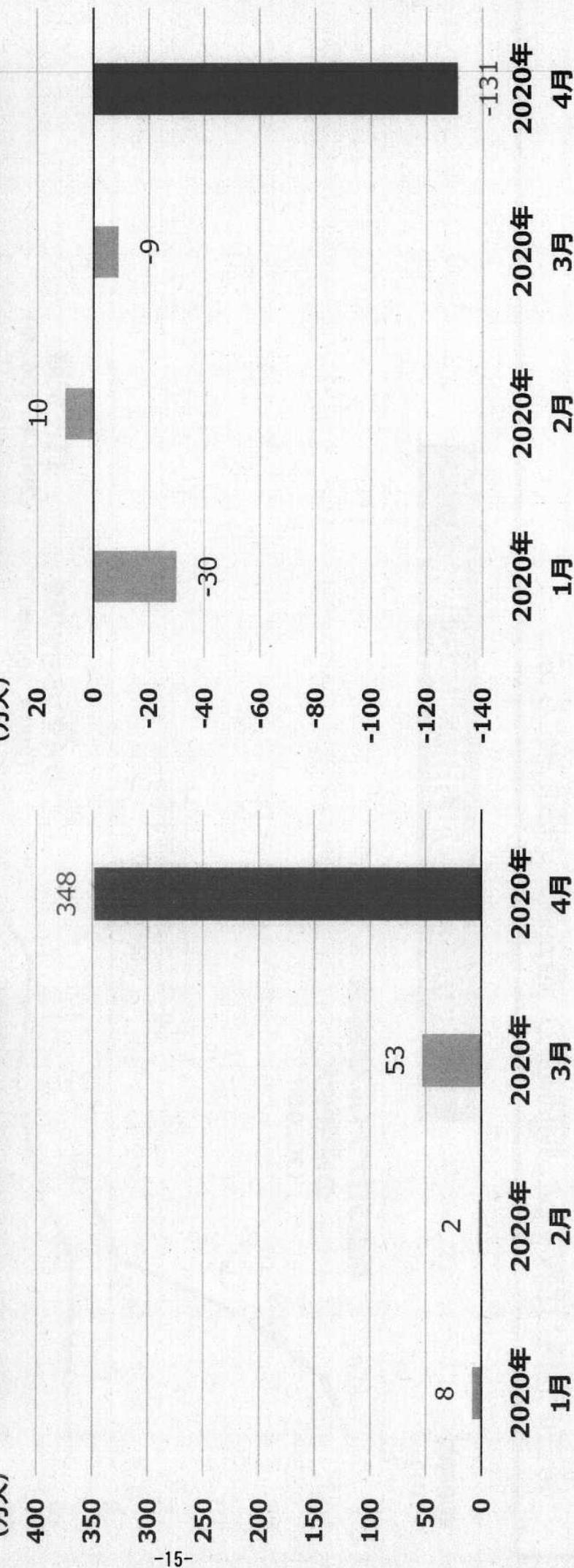


(注) 完全失業率・有効求人倍率ともに季節調整値。
(出所) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」を基に作成。

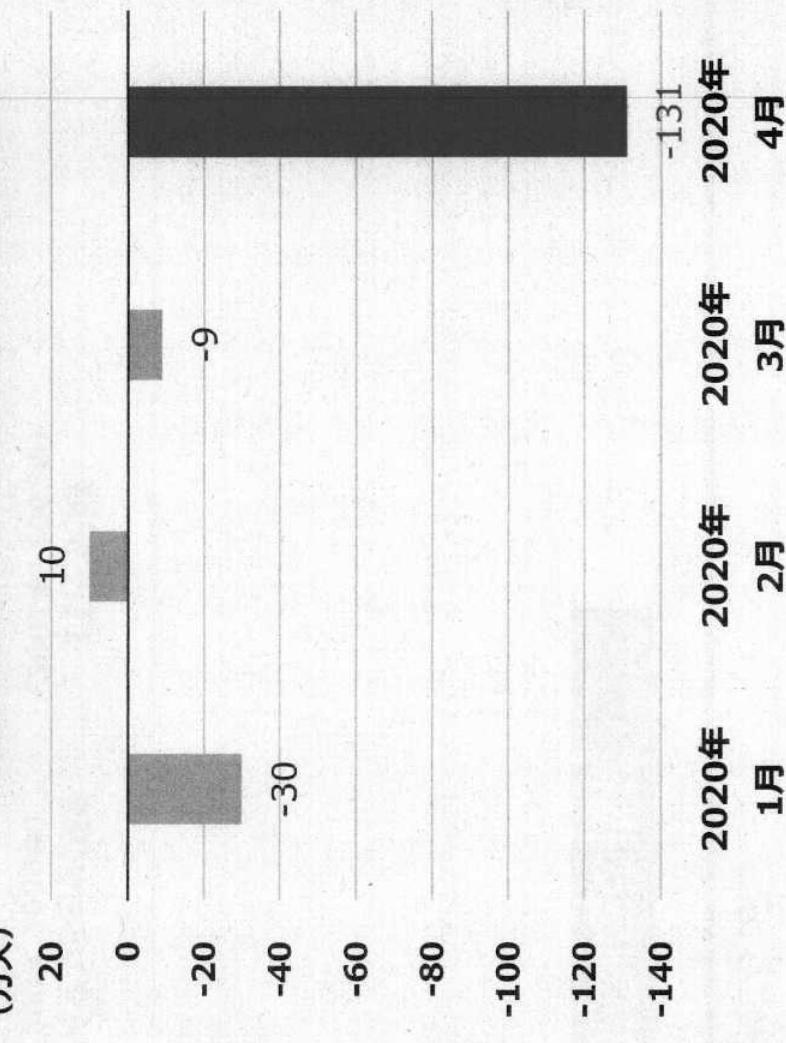
休業者数と雇用者数の増減

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、3月から4月にかけて休業者数が348万人増加し、非正規雇用者数が131万人減少。

休業者数の増減の推移
(前月からの増減数)



非正規雇用者数の増減の推移
(前月からの増減数)

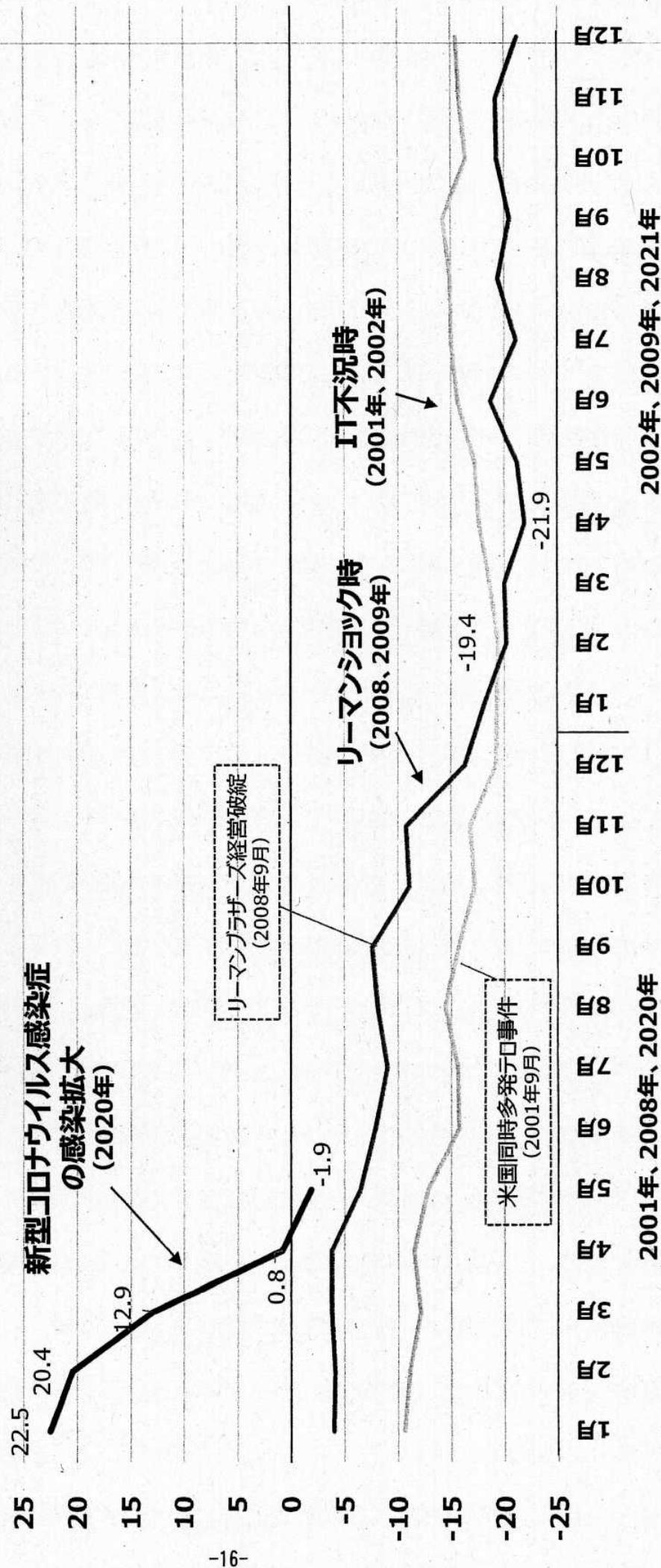


(注) 休業者数、非正規雇用者数ともに原数値。
(出所) 総務省統計局「労働力調査」を基に作成。

中小企業の雇用過剰感

- 中小企業の雇用過剰感（従業員が「不足」と回答した企業の割合から「過剰」と回答した企業の割合をマイナスした指標）は、過去の危機と比較すると、期間あたり、過去最大の悪化幅となつた。

中小企業の雇用過剰感の推移

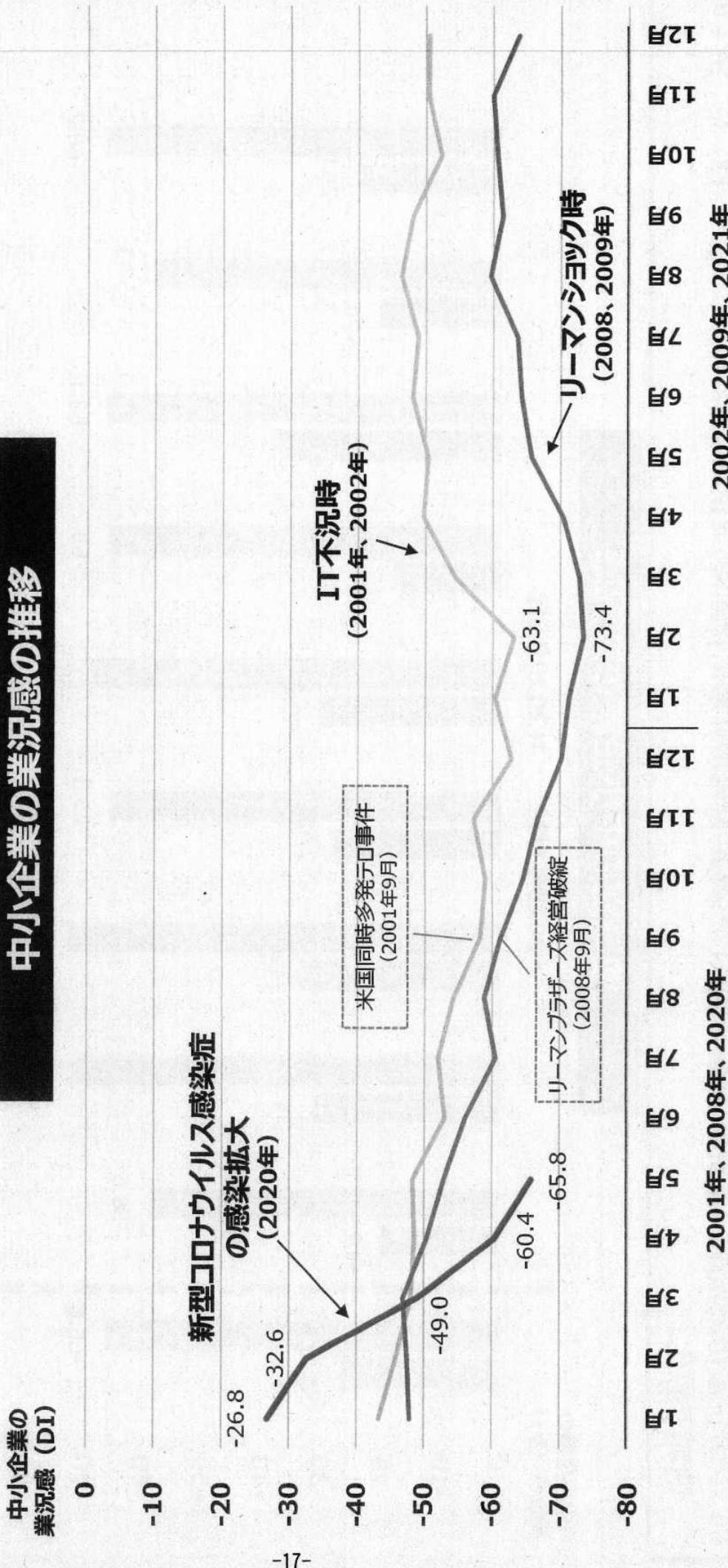


(注) 全国335商工会議所の会員2,703企業に対するアンケート調査（有効回答企業数は2,061企業）
(出所) 日本商工会議所「日商・早期観測景気調査」を基に作成。

中小企業の業況感

- 日本商工会議所の調査によると、中小企業の業況感（業況が「好転」と回答した企業の割合をマイナスした指標）は、過去の危機と比較すると、期間あたり、過去最大の悪化幅となつた。

中小企業の業況感の推移

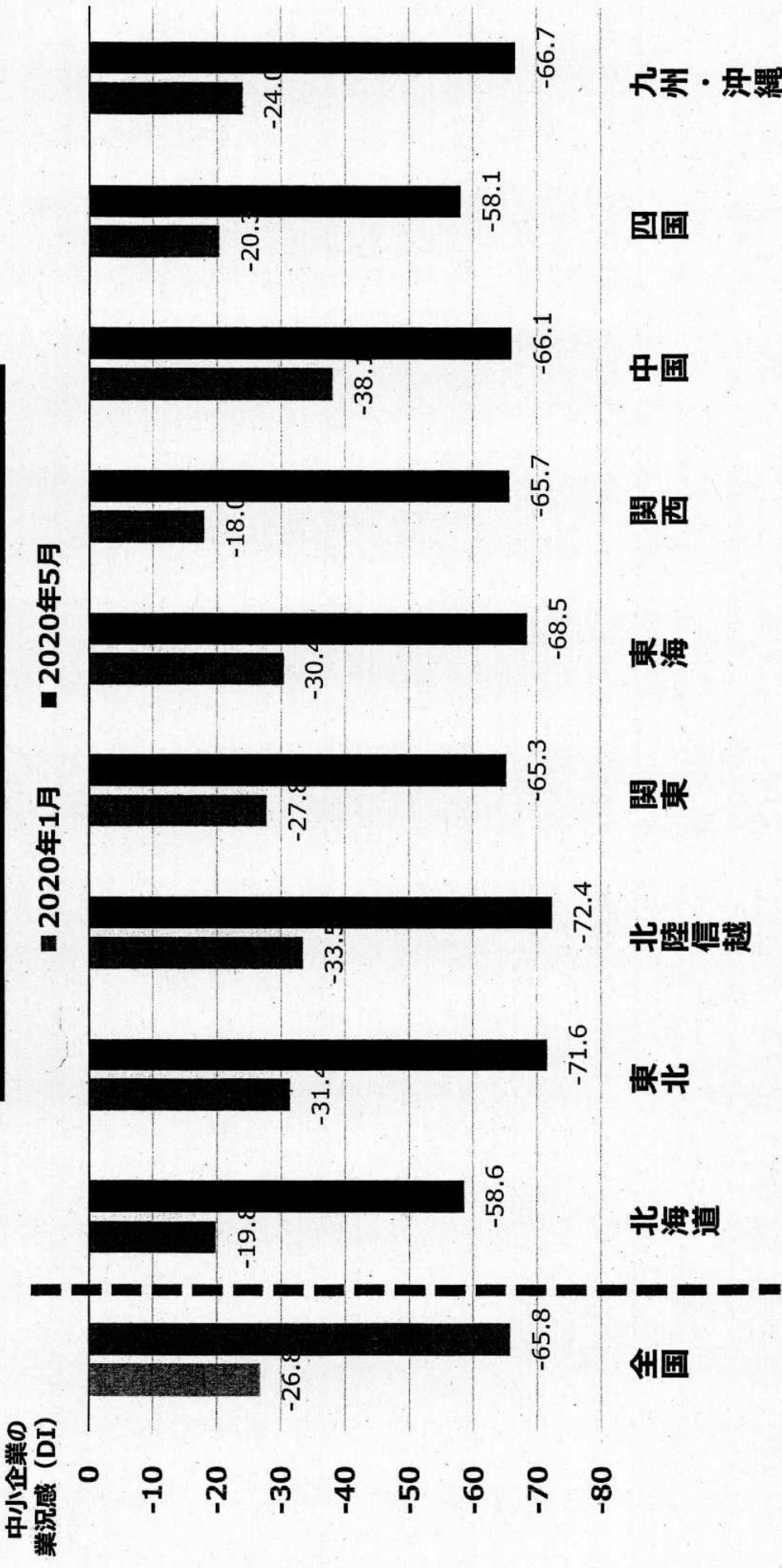


(注) 全国335商工会議所の会員2,703企業に対するアンケート調査（有効回答企業数は2,061企業）
(出所) 日本商工会議所「日商・早期観測景気調査」を基に作成。

地域別の中小企業の業況感

- 中小企業の業況感（業況が「好転」と回答した企業の割合をマイナスした指標）は、全ての地域で悪化。

地域別の中小企業の業況感



(注)

全国335商工会議所の会員2,703企業に対するアンケート調査（有効回答企業数は2,061企業）

業況感：「好転」と回答した割合-「悪化」と回答した割合。

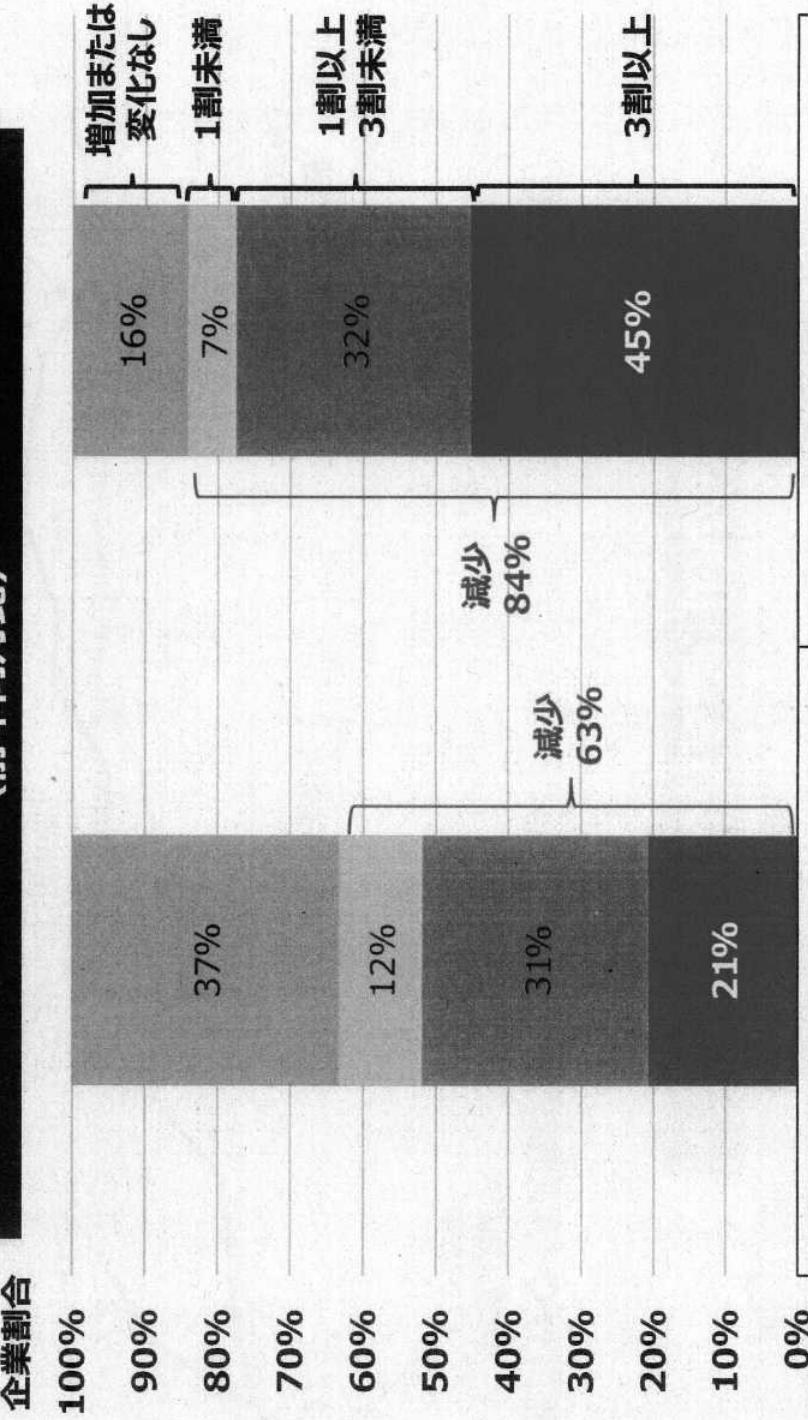
(出所)

日本商工会議所「日商・早期観測景気調査」を基に作成。

売上が減少した中小企業の割合

- 調査会社のアンケートによると、1年前と比べて売上が減少した中小企業の割合は、3月に63%、4月に84%となり、急速に影響が悪化。

1年前と比べて売上が減少した中小企業の割合
(前年同月比)



2020年3月

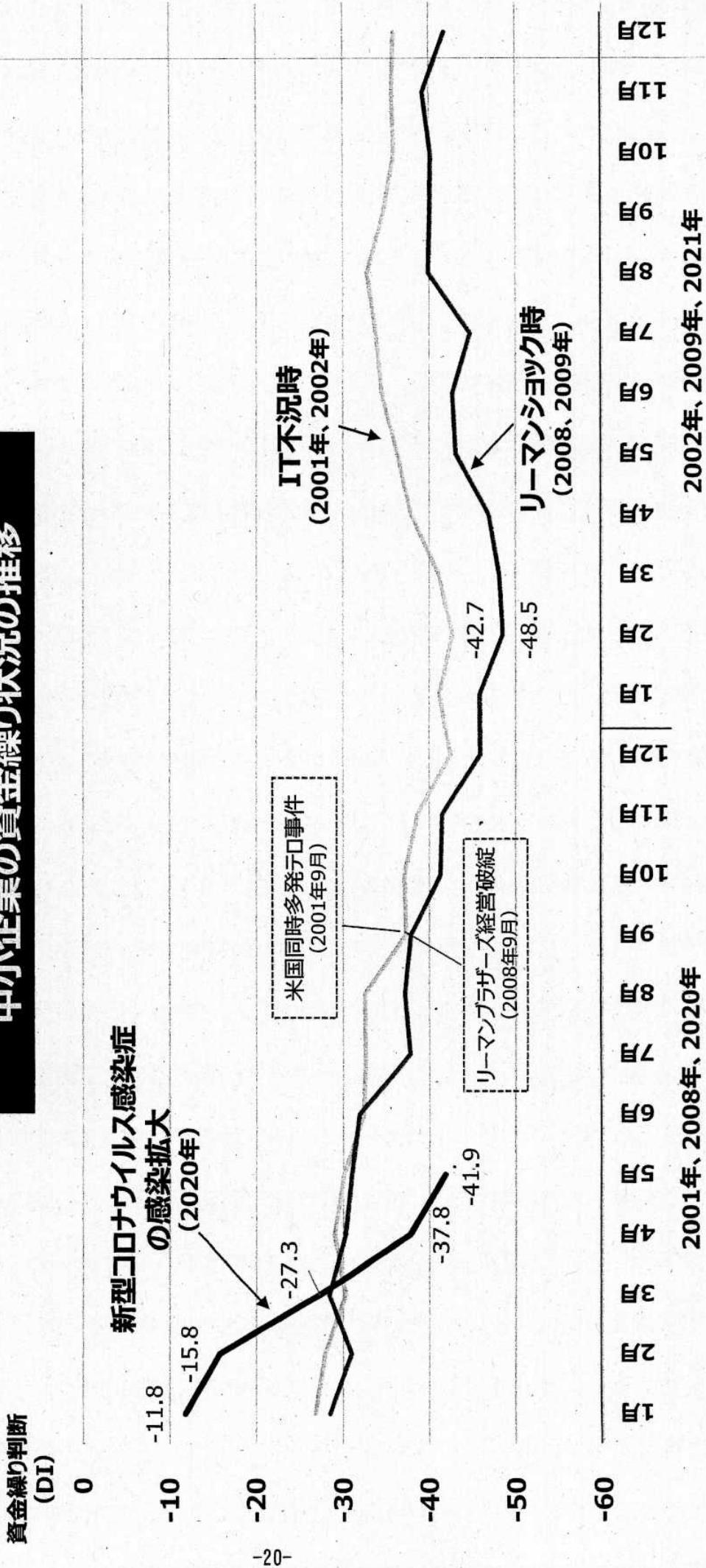
2020年4月

(注) 全国の大企業、中小企業を対象としたアンケート調査。このうち、中小企業による回答。
「貴社の今年（2020年）3月（4月）の売上高は前年同月を「100」とすると、どの程度でしたか？」との質問に対する回答割合
中小企業：資本金1億円以下又は個人事業主（2020年3月：10,344者、2020年4月：10,039者）
(出所) 東京商工リサーチ「第3回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」（5月10日公表）、「第4回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」（5月15日公表）
を基に作成。

中小企業の資金繰り状況

- 中小企業の資金繰り状況（資金繰りが「好転」と回答した企業の割合をマイナスした指標）は、過去の危機と比較すると、期間あたり、過去最大の悪化幅となつた。

中小企業の資金繰り状況の推移

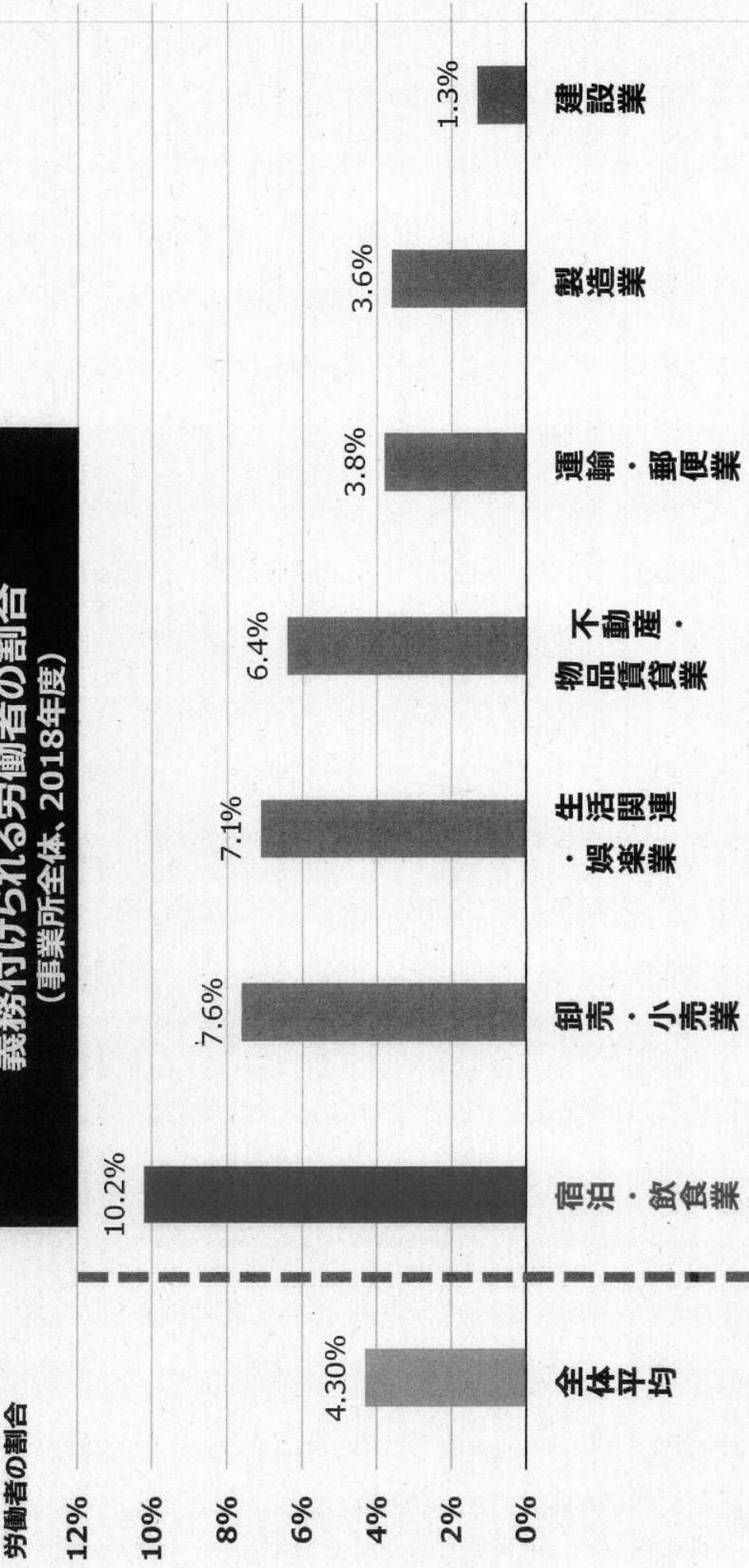


(注) 全国335商工会議所の会員2,703企業に対するアンケート調査（有効回答企業数は2,061企業）
(出所) 日本商工会議所「日商・早期観測景気調査」を基に作成。

最低賃金改定の影響と感染拡大の影響の一一致

- 最低賃金を改定した場合に賃金を引き上げなければならない労働者が多い業種は、宿泊・飲食業（10.2%）が最も高く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を強く受けている業種と一致。

最低賃金改定により時給の改定を義務付けられる労働者の割合 (事業所全体、2018年度)



(注) 各年6月時点の時給額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）が、当年10月頃に適用された最低賃金未満である労働者の割合
常用労働者5人以上の全ての規模の事業所

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」を基に作成。

今後の予定（案）

7月10日（金） 第2回目安に関する小委員会

於 未定

7月15日（水） 第3回目安に関する小委員会

於 未定

7月20日（月） 第4回目安に関する小委員会

於 未定